

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約  
 静岡県市町総合事務組合同規約(平成18年3月23日市行第581号)の一部を次のように変更する。

改正前	改正後
<p>別表第1 (略)</p> <p>下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、南伊豆地域清掃施設組合、西豆広域行政組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、駿東伊豆消防組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、静岡県芦湖水利組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖ボートレース企業団、浜名学園組合、静岡県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表第1 (略)</p> <p>下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、西豆広域行政組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、駿東伊豆消防組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、静岡県芦湖水利組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖ボートレース企業団、浜名学園組合、静岡県後期高齢者医療広域連合</p>
<p>別表第2 (略)</p>	<p>別表第2 (略)</p>
<p>第3条第1号に関する事務 (略)</p>	<p>第3条第1号に関する事務 (略)</p>
<p>第3条第2号及び第3号に関する事務</p> <p>下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、南伊豆地域清掃施設組合、西豆広域行政組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、駿東伊豆消防組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、静岡県芦湖水利組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖ボートレース企業団、浜名学園組合、静岡県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>第3条第2号及び第3号に関する事務</p> <p>下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、西豆広域行政組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、駿東伊豆消防組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、静岡県芦湖水利組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖ボートレース企業団、浜名学園組合、静岡県後期高齢者医療広域連合</p>

設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市  
広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域  
施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学  
園組合、東遠地区聖苑組合、袋井市森町広域  
行政組合、浜名湖ボートレース企業団、浜名  
学園組合、静岡県後期高齢者医療広域連合

団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園  
管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホー  
ム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組  
合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖ボート  
レース企業団、浜名学園組合、静岡県後期高  
齢者医療広域連合

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。